

一 般 質 問

令和4年9月8日(木)

8番 天野 真樹 議員

1. 子どもから高齢者までの地域医療を支える仕組みについて

2年前、市内の小児科が3院から1院となり、令和2年9月議会の一般質問で取り上げたところ、新聞でも報道され地域内がざわめいた。市の方針が具体的に定まらない中、令和2年12月の厚生常任委員会で、美深町の開業医誘致制度を紹介したところ、これに似た石狩市の誘致制度ができあがった。それから2年後の令和4年9月5日、樽川地区に小児科が開院され、市内の小児科医は以前と同じ3人となった。

この誘致制度は、医師会内部の雑誌に掲載してもらい、広く周知された。また、開業を希望する小児科医が、市内の小児の医療事情も知りたいとのことで、市内の小児科医が説明する機会も設けられた。実際に、この先生が、小児科が1院になっても仲間の医師を誘い、2人体制で市内の小児科を維持してくれたおかげで、なんとか石狩市の小児医療体制を継続することができたと思う。

市内の小児医療体制について、市が自己の責務としてとらえたことで、医療関係者の協力があり、1つの地域課題を乗り越えることができたと思う。

一方、厚田区の訪問看護体制について、昨年、旧市内地区から厚田区まで訪問し、看護業務をしていた事業者が継続できなくなった。特定の看護師に頼りきりにならざるを得ず、数年前から事業の継続は難しいと市に問題提起をしていたが、地域医療の問題としてとらえられることはなかった。浜益区に訪問していた事業者があり、その事業者が引き受けて、なんとか今年度に継続されている。多くの関係者と問題の共有化が図れていないため、今後もこの問題は生じると思う。

医療は、昔のように医療機関が1院で全てを行う時代ではなくなっている。院外処方により薬局が医療機関の外にでて、在宅での看護も医師の指示書により訪問看護事業者が看護を行う形になっている。

地域医療における小児科と訪問看護に対する市のスタンスの違いを感じるが、

地域医療における訪問看護について、石狩市ではどのような役割を担っていると認め、その位置づけをしているのか。

厚田区、浜益区、旧市内地区にかかる今後の訪問看護体制について、どのような体制づくりを考えているのか伺う。

2. 地域おこし協力隊を活用した今後の地域づくりの方向性について

地域おこし協力隊は、人口減少に伴い地域社会の活力が低下しているという背景を踏まえて、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る取り組みとして、総務省が平成21年に制度を創設した。

全国の地域おこし協力隊は、令和3年度、隊員数は6,015人。令和2年度までに任期を終了した隊員が8,082人おり、同じ地域への定住が65%。市はそれより上回っているとの話で、これまで一定の成果はあったと感じる。

一方、インターネット上では、地域おこし協力隊の抱える問題が数多くあげられている。以前、総務省の大臣官房地域力創造審議官が、「地域おこし協力隊の展開」という執筆で、地域おこし協力隊の創設から約10年間を振り返り、地域おこし協力隊をめぐる課題と最近の対応の中で、地域の方向性と隊員の活動の関係が曖昧なまま、あるいは地域との相談が十分でないまま募集をしていないか、隊員が「何かをしてくれるだろう」「隊員に任せておけばいい」という主体性や目的意識に欠けているところはないか、期間限定の働き手ではない、地域づくりの担い手としての期待を共有しているかなどが課題として指摘されている。

そこで、石狩市でも地域おこし協力隊が誕生してから8年が経過し、10年を迎える前に「地域おこし協力隊」の次の展開に向けて振り返っておきたいが、

地域おこし協力隊と地域の方向性との関係について

現在の行政側の主体性や目的意識について

地域づくりの担い手としての期待を行政はどう共有しているかについて伺う。

3. 石狩らしい社会教育の実践を目指して

教育委員会社会教育課が、旧公民館の解体に伴い、7月25日から市民図書館へ事務室を移転した。市民図書館のホームページのトピックでも、社会教育を推進する2つの課（社会教育課、市民図書館）がさらに連携を密にして、「石狩らしい社会教育の実践を目指していきます」と力強い誓いが述べられている。

さて、中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申では、今後の地域における社会教育の在り方で、「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりといった、地域における社会教育の意義と果たすべき役割や開かれ、つながる社会教育の実現として、新たな社会教育の方向性が述べられている。

そこで、石狩らしい社会教育とは、

地域において具体的にどのような意義と役割があると感じているか

開かれ、つながる社会教育の実現に向けて、具体的にどのような方向性を実現しようと考えているか伺う。

1番 加口糸内 洋明 議員

1. 次期、市長選挙への出馬について
2期目への出馬表明の時期について
今日までの市政運営の取り組み、更には市長公約の進捗状況など、どう自己評価をしていますか、お伺いをします

2. 市内公共施設の男性トイレの個室にサンタリーボックスの設置を
石狩市の現状と認識について
早急に市内の公共施設の男性トイレの個室にサンタリーボックスの設置を求めますがいかがでしょうか
今後、市の取り組みと並行しながら市内の民間企業、商業施設の皆さんにも協力を頂きながら、サンタリーボックスの設置を進めて頂きたいと思いますがいかがでしょうか

3. 市内公共施設の男性・女性トイレの個室に手すりの設置を
市内の公共施設のトイレの現状と認識について
男女共に全ての和式トイレの個室には、手すりの設置を早急に進めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか

4. 大型の公園の整備についての市の認識と考え方について
紅葉山公園では、桜の木を求める要望と一部故障している大人健康器具の修理を早急に求めます
石狩ふれあいの杜公園では、徒渉池付近の樹木の増、子供たちの自然観察のためのビオトープの施設が機能していませんが、現状についてお示しを頂きたいと思います
紅葉山南公園では、ここの公園は芝生広場がメインであると思いますが、日射しの強い時などは樹木が少ない為、日陰が取れなくて、大変であるとの声でした、今後の取り組みについてお伺いします

1. 新型コロナウイルス感染症第7波における市内の感染状況とその対応について

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、日本の新規感染者数は8月から3週続きで世界最多となりました。医療がひっ迫し、一日の死亡者数も過去最悪の水準です。この深刻な現状をどうみるのか。

「第7波」が最悪の爆発的な感染拡大となった主な原因として、「必要な検査が不十分である」「感染対策の緩み」「感染力が強い新しい変異株」だということがあげられると思います。

6月初めから政府は水際対策を緩めて来ました。ちょうどこの時期に「BA.5」という新たな変異ウイルスが国内に入り、全国でコロナ感染拡大が広がっています。

第7波の前にワクチンの追加接種が必要な時期を迎えていたにもかかわらず、若い人の3回目、高齢者の4回目の追加接種も遅れているなどの問題もあります。

これらの状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の第7波における市内の感染状況と分析、そしてその対応等、以下4点について質問します。

市内の発熱外来の体制と感染拡大防止のためのPCR検査体制等について

子どもから高齢者まで全ての市民が、不安なく生活出来るような検査体制を整えて行く事は、自治体として行うべき責務です。

熱が出て、発熱外来で診てもらい検査を受けたいが予約出来ない。その日の予約はいっぱいですぐには受診出来ないと多くの市民からの声が寄せられます。熱が出ていなくても、近くに陽性者がいた場合に感染しているかPCR検査を受けることは出来ているか。

さらに、高齢者施設や介護施設等においては、クラスターが起きないようにするための頻回検査を行うことが重要ですが、そういった検査体制がしっかりとられているか、市としてその状況を把握しているかについて聞きます。今、誰でも無料で受けられるPCR検査所を設置している自治体もたくさんありますが、本市においてもこういった検査体制を作るような考えはないか伺います。

新たに国が設けた「BA.5対策強化宣言」等について

「BA.5対策強化宣言」は、「まん延防止重点措置」のように事業者の時短営業などの罰則を伴う規制は出来ません。感染者が増えて病床が足りなくなってきたら、都道府県が「BA.5対策強化宣言」をし、感染の危険が高い場所への外出自粛を高齢者らに求めると言った要請が出来ると言うだけのものです。

今の日本の現状は、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」を出すような水準を超えています。

石狩市の感染者は第6波よりはるかに多い数となっていますが、重症者数や自宅待機者数について市として押さえているか。また、重症者については、入院・治療出来ているのかについても確認したいと思います。

「濃厚接触者」の特定とこれまでとの考え方の違いと「医療用抗原検査キット」の入手先等の周知方法について

感染者の拡大が続く中、札幌市などでは陽性者が出て、濃厚接触者は特定せず、症状が出なければ登園・登校しても良いとされました。石狩市は、9月市広報に「保健所からののお知らせ」として江別保健所からの文章とイラストなどを掲載していますが、これまでとその対応の仕方や濃厚接触者について考えの違いを明確にお聞かせください。今回の「保健所からののお知らせ」には、新型コロナウイルス感染症に関する情報についての詳細は書かれていません。厚労省の薬局リストなどを自分でインターネットで調べて「医療用抗原検査キット」を入手出来る人はどれだけいるか。今後はもっと分かりやすく市民に周知する方法をとっていただきたいかがか。

江別保健所石狩支所を保健所としての機能を持たせることについて
新型コロナウイルスの感染爆発で明らかになったように、今、保健所の抜本的な拡充が必要です。江別保健所は石狩北部地域の2市1町1村を管轄しています。人口規模や面積も広大であり、コロナについては特に対応に遅れが生じている現状でもあることから、石狩市にある支所に保健所としての機能をもたす事が出来るように道や国に対し強く要望する事を求めますがいかがですか。

2. 保育士・介護士のなり手不足とその働き方の改善について

全国的な保育士の給与アップや保育士不足については、高い離職率と潜在保育士の増加の問題があります。厚労省の資料によると、保育士の離職率は10.3%で保育士になっても10人に1人は辞めている現状があり、現場の保育士不足につながっています。辞める理由は妊娠出産が最も多く、次に多い理由は給料が安い事で、若い人だと年収300万円以下で働く人も少なくはなく、「給料・賞与の引き上げ、改善」を希望する事が最も多いという結果が出ています。

2021年、岸田政権が新しく発足直後の11月に保育士や介護士などを対象とした、収入の3%(月額9,000円)程度の引き上げ措置が打ち出されました。しかし、現場からは「これでは足りない」「桁が違う」という不満の声が全国各地で広がっています。現在まで、市内の保育士の収入状況の変化はあったのかうかがいます。併せて、コロナにおいて様々な苦労と企業努力もされている中、残念ながら退職する職員も多いと思いますが、市としてつかんでいる状況についてお聞きします。

公費による介護職員の抜本的な処遇改善の必要性について
これまで、賃金水準が十分でない事について国に要望してきた経過はありますが、介護報酬で人件費が賄われているという建前はあるが、直接賃金を援助することは出来ないとしても、市としてはその働き方や労働条件などについて監督する立場でしっかりと指導すべきですが、そういった点についてはいかがですか。

雇用のルールを作って、非正規雇用から正社員への流れを作る事、最低賃金を大幅に引き上げる事、この流れを作るために、国や道へ強い働きかけが重要ですが、そういった点についてはどう考えていますか。

3. コロナ禍のもと要保護を必要とする女性への対策等と妊産婦への対策等について

コロナ危機のもと、日本のジェンダーギャップの矛盾が特に集中的に表れているのが女性です。コロナ禍は単なる不況でなく「女性不況」だと言われます。女性が多く従事するエッセンシャルワークやサービス業など、接触型産業はコロナで影響を受けやすく、国連は「全世界的にジェンダー平等政策を進めなければコロナは乗り切れない」と警告していました。

日本は2022年、ジェンダーギャップ指数は146ヶ国中116位と低く、先進国中最低レベルです。その日本がコロナ危機に直面したのですから、そういったしわ寄せはシングルマザーをはじめ、弱い立場の女性に行くことははっきりしています。

コロナ禍で、爆発的な感染拡大が続いている中で妊娠出産を迎え、手助けを必要とする妊産婦たちへの援助体制がどうなっているか、本市で具体的に進めていこうと言う政策や考えはないですか、伺います。

4. 「生理の貧困」問題の解決のために

本市においては、市立小学校1校と中学校1校の女子トイレに生理用ナプキンを配置、今年も同様に小学校1校と中学校1校で数ヶ月間モデル校として実験的に女子トイレに設置したとうかがっています。市の相談窓口で相談に来られた女性が希望した際に配布しているのみで、まだ実験的な枠内でしかおこなわれていません。

コロナ禍において、家庭や個人の収入が減り生理用品の購入をためらう女性が増えていると指摘されています。コロナ禍で経済的に困窮している女性たちを支援する自治体が相次いでいます。生理用品が購入出来ず、外出するのを諦めたり、休んだり、女性の社会進出も阻む事が危惧されます。

コロナ緊急支援対策も踏まえての施策の一環としてもこの「生理の貧困」問題は最重要課題だと思います。今後はさらに進めて、市立学校の女子トイレへ生理用ナプキン設置の本格的実施と、市内公共施設の女子トイレへの設置を求めます。教育委員会と市の考えを伺います。

「生理の貧困」の実態調査については、モデル校とした小中学校と市役所に相談に来られた女性にアンケートはされていますか。

もっと範囲を広げた調査を行うようにする事を求めたいと思いますが、昨年から今年まで8ヶ月間かけて函館市が行ったアンケートには2,600人から回答が寄せられ、「過去1年以内に生理用品の購入に苦労したり、ためらったり、必要であるにも関わらず購入出来なかった」の質問には6%にあたる157人が「ある」と回答し、その理由は「他のことに使わなければならない」が24.1%、「高額だから」20.2%、また「収入が減ったから」15.3%などと報道されています。

本市においても、こういった本格導入に向けたアンケートを実施していく必要があると思いますが、市長としての考えを伺います。

1. 石狩沖の洋上風力発電について

この件につきましては、6月議会で同僚議員が一般質問しておりますが、私からも再度質問させていただきます。石政会の視察研修で長崎県五島市崎山沖で平成22年～27年にわたる環境省の実証事業終了後、運転を継続している日本で唯一の浮体式洋上風力発電施設です。

洋上風力は、一般に水深が50m位までは「着床式」だが、それ以上深くなると安定性やコストに課題があるため「浮体式」の出番となります。

実際、崎山沖の洋上で見た風車は、海中でアンカーのついた3本の係留チェーンにつながれているようですが、喫水76m、ハブ高さ56m、ローター直径80m、全長172mで、海上に安定した状態で建っていました。

浮体部の下部をコンクリート、上部を鋼で構成した浮体式で、中空となった下部に約1,400tのバラストを投入して「起き上がり子法師」のようにバランスを保つ2,000kwの発電施設でした。洋上風力発電の研修でしたが思わぬ成果がありました。

石狩沖でも今まで、洋上風力発電の漁業に対する悪影響が心配されてきましたが、五島ふくえ漁協の漁業者等も、漁場が悪くなると最初は全員反対でした。

これを見た当時の市議会議長は「磯焼け」も始まっており、このままでは漁業の将来はだんだん先細りになると考え、議長を辞め、漁協組合長になり事業者だけが儲かるのではなく、漁業者も儲かる風力発電事業にかけてみようと言説得を始めました。それには全国的に「磯焼け」回復を推進しているプロダイバーの渋谷正彦氏も加わっており平成25年に2,000kwの実証機が設置されたところ半年後位から早くも、3本の係留チェーンに藻が生え始め、多くの魚が集まり出しました。

実証事業の最終年である平成27年には漁獲量も上向くようになり、漁業者等も「これは良いものだ」と理解するようになってきました。

令和4年度から5年度で、更に8基の洋上風力発電機を建てる工事が既に始まっており、渋谷氏の指導で海底に高さ30mのマンション型の鉄骨の人工漁礁を8基の間に置き、海底牧場を作ろうと計画しています。つまり漁業・地域と共存共栄した洋上風力発電づくりとっています。

砂浜である石狩沖に、しかも魚種も漁法も違うことから、そのまま当てはまるかどうか分かりませんが少なくとも、洋上風力発電施設は、漁場を悪くするものではなくて漁業と協調・共生できるものだとなってきました。

また、渋谷氏は東京湾アクアラインの工事にも携わりました。アクアラインの「風の塔」の水中部は鋼管のジャケット構造になっており、ここにたくさんのクロダイ・メバル・タコ・スズキなどが集まっていました。

まさに巨大な人口漁礁になっていたのです。

「海ほたる」の消波ブロックには、ワカメやホンダワラなどの海藻がびっしりと着生して漁場を形成していました。海中構造物を決して海にマイナスの影響ばかり及ぼしているわけではなかったのです。

そしてこのことは「着床式」の洋上風力発電にも共通するのではないかと渋谷氏は言っています。その証拠に何度も視察に行っている洋上風力発電の先進地ヨーロッパの「着床式」の回りも魚は集まっているそうです。洋上風力発電の「着床式」も「浮体式」も漁業と共存共栄の可能性があることから、エネルギーの国産化に向けて石狩沖への洋上風力発電施設の誘致促進活動を加速すべきであると考えます。

懇話会で「漁業への懸念もあるため議論の場をつくりたい」と述べておられた市長の見解をお伺い致します。

2. コミュニティ・スクールの推進について

コロナ禍においては、令和2年度から3年度にかけて、建設文教常任委員として、唯一度も学校訪問ができない状況でした。そのような中で、令和2年度よりコミュニティ・スクールに取り組んできた厚田学園・石狩八幡小での活動状況並びに、今までにどのような意見（つまり声）が学校運営に反映されたのかご紹介願います。

次に、その他の市内学校は令和3年度からの取り組みですが、順調に活動が開始されているのかお伺いします。

併せて教育委員会としてコミュニティ・スクールの充実を図る取り組みをどのように推進していこうと考えているのかお尋ね致します。

3. 除排雪対策について

毎年の除排雪事業につきましては、市建設水道部並びに除排雪事業者の日頃のご尽力に感謝申し上げます。

さて今冬は、記録的な大雪を受け除排雪が遅れた原因の一つに、ダンプの台数や人手が不足する現状がありました。

夏場の公共事業の減少などで、業者はダンプの所有を減らしてきており、どこまで体制を抱えて経営できるのか難しい判断をせまられております。そのような中でダンプの不足と共に深刻なのがオペレーターの不足です。ただでさえ不足している上に、ベテランが辞めてしまうと経験年数の浅いオペレーターに技術の伝承が十分でないことなど大雪になればなるほど除排雪に影響が出ている状況にあります。

除排雪のいない郊外の除雪でも、市街地の生活道路並みの狭い除雪幅では、住民は苦情も言いたくなります。

他から応援がなかなか困難な除雪作業の場合、チーフも含めたオペレーターの養成について業者任せのままでいいのか、難しいところですが、市の指導のあり方をお伺い致します。

4. 市内オンデマンド交通について

公共交通空白地において、今一番の課題は通院や買物などの足の確保であります。

市は人口減を見据えた持続可能な社会の実現をめざし、公共交通空白地域解消のために協議して参りました。

コロナ禍で当初の予定より遅れに遅れましたが、いよいよ本年10月より「オンデマンド交通」の実証運行が始まります。

実証運行のうち市内オンデマンド交通は運行エリアが路線バスが廃止され、公共交通がない生振地区の他、緑苑台地区、花川、樽川両地区を見込み乗降スポットにバス停やコンビニ、郵便局、公共施設などが想定されていますが、この乗降スポットは運行エリアのすべてのバス停、コンビニ、郵便局、公共施設が対象となるのですか、それともある程度限定してスポット化するのかお伺いします。

次に実証運行のエリアは、今冬のように大雪や吹雪によく見舞われる地域ですが冬の運行で問題になるのが、利用者の安全です。当日吹雪や大雪による通行止めの際は、運航休止の連絡をどのような方法で考えているのかお伺いします。

5. 農政について

肥料価格高騰対策について伺います。ホクレンは、6月から化学肥料の価格を平均約8割値上げをしました。日本は化学肥料の原料のほぼ全量を中国などから輸入していますが、中国が国内供給を優先し、そしてロシア産もウクライナ侵攻に伴う経済制裁で輸入がストップしたことによるものです。燃料費高騰も重なり、農家は営農が存続できるかどうかの影響を受けています。そのような中、農水省は7月1日、肥料価格の高騰対策として、コスト増加分の7割を補填する支援金を農家に支給することにしましたが、化学肥料の使用を2割に削減することが条件です。しかし肥料の削減は、農産物の減収を招く恐れがあります。このままでは安定的な食料確保が行えず日本の食料自給率がさらに低下すると食料の安全保障に大きな影響が出てきます。隣の当別町は、6月議会で農家に対する支援を打ち出しましたが、石狩市の考えはどうか、農家の営農意欲を下げないためにも、肥料価格高騰に対しての対策が必要と考えますが、市の見解をお伺い致します。

次に石狩市農業再生協議会について伺います。再生協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連絡体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的としております。そして以上の目的を達成するためのいろいろな事業を行っていますが、その中に水田活用の直接支払交付金に関することがあります。国の主食用米から転作を促す「水田活用の直接支払交付金」の支払条件を厳格化する見直しが本年度から始まりました。今後5年間で一度も米を作らない転作田は畑作が定着したとして交付対象外となる見込みです。石狩市の農業経営者の平均年齢は70歳に近づいており、高齢の農家は交付金が出なくなれば農業を止めるしかないという声が出ていることから離農が増える恐れがあります。厳格化で産地が疲弊しないよう再生協議会では今後石狩市の農業の方向性を示していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。交付金の支払が5年間で本当になくなってしまおうのかどうかを含めて再生協議会としての持続可能な農業のあり方をお伺い致します。

6．ニシン食の普及について

最近スーパーで今の時期には珍しく脂ののった網走産のニシンを見かけました。ニシンは煮つけ、甘露煮、蒲焼等といった食べ方のメニューが添付されていました。他の魚ではあまり見られないことです。

同年代の知り合いの漁師に話をしてみると、石狩では昭和29年を最後に、ニシンがとれなくなったので今の70代前半より下の世代はニシンの食文化のない時代に育っている。だから最近のようにニシンが豊漁になっても食べ方を知らないからだと言います。石狩湾では、ニシンの種苗放流を始めた平成8年以降、それまでの5tの生産量から増加が見られるようになり、平成20年からは毎年73万匹の種苗が放流されています。

令和2年には生産量で約1,760t、産額で約4億円強とサケに次いでいます。又、漁業士会でも、獲れ出したニシンの消費拡大のため平成22年より「料理教室」を開催し、ニシン食の普及活動に努めているそうです。

しかしながら、小骨が多いことなど料理には敬遠され、オスは無論、数の子を取ったメスも大半はミールとしてマグロのエサにしているそうです。できればもっと食べてもらえれば、漁にも力が入るんだがと言っていました。ニシンは栄養バランスに優れた魚で、青魚に多く含まれるEPAやDHAの他、カルシウムやカリウムなどのミネラルも多く含みます。同じ青魚のサンマがだんだん獲れなくなり高級魚となりつつある現在、安価で栄養価の高いニシンを無駄にしないで地産地消することが一番と考えます。

魚よりも肉嗜好が進む昨今、魚離れを防ぐ意味からも、まず学校給食に取り入れてはどうでしょうか。小骨は圧力鍋を使ったり二度揚げするなど工夫すれば苦にならなくなります。

ニシン食の普及は、地産地消で学校給食に取り入れニシンの食文化を子ども達から発信してもらうのはいかがでしょうか。お考えを伺います。

12番 大野 幹恭 議員

1．子どもの権利条例制定に向けて

本年6月、子ども政策に関する基本理念を定めた「子ども基本法」と、「子ども家庭庁設置法」が成立しました。

このことは、これまでの我が国の子ども政策について、政府が抜本的な見直しと大きな転換を図ることを決断したものであり、今後大いに期待をよせるところでもあります。

さて、国の子ども政策のこういった変化も踏まえながら、本市に於ける「子どもの権利条例制定」について質問をして参ります。

これまで、この「子どもの権利条例制定」については、同僚議員からも幾度となく質問・提案をされてきたところですが、まずは簡単に直近の主な経緯について触れておきます。

平成30年（2018年）8月に、生活クラブ運動グループより「石狩市子どもの権利条例制定を求める陳情書」が市議会へ提出され、9月14日の厚生常任委員会において陳情者による趣旨説明が行われましたが、この時は、所管部による、

- ・石狩市の子育て行政においては、子どもの権利条約の理念を理解し各子育て施策を推進している。
- ・しかしながら市民への浸透、理解度がまだ不十分なため議論を深めていく必要があり、現時点では時期尚早である、との説明を受け、継続審査となった。

その後、厚生常任委員会では、11月に「子どもの権利条例」を道内で初めて制定した奈井江町を視察し、担当者より条例制定までの経緯や条例の内容などについて説明を受け、また、同時期に、陳情の趣旨に賛同する市民の署名834筆が提出されたことを踏まえて、12月11日の同委員会において再度審査が行われた。

陳情の中で政策の持続性と、子どもたちがより一層安心して暮らし育つことを保障するために「子どもの権利条例」の制定を早期に求めたことに対して、同委員会では、様々な議論が行われたのちの採決において、採択、趣旨採択が同数であったことから、石狩市議会委員会条例第15条の規定により、委員長裁決において、趣旨採択として結審し、続く12月14日の本会議においては、

- ・平成32年度から策定される「石狩市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、早期ではなく時間をかけて具体的な中身の検討が必要である
- との厚生常任委員長報告を受け、全議員一致で趣旨採択となった経緯があります。

その後、令和2年度には新たな「石狩市子ども・子育て支援事業計画」も策定されたところです。

同年（令和2年（2020年））10月には生活クラブ運動グループのメンバー6名と市の子ども政策課担当職員3名と意見交換会が、また、令和3年（2021年）3月には生活クラブ運動グループに加え、市内で子ども達に関わる複数団体の参加のもと「子どもの権利に関する意見交換会」が行われ、様々な意見が交わされたものと聞き及んでいます。

昨今の子どもを取り巻く環境は貧困、虐待、いじめの問題、自殺者の増加等、非常に憂慮すべき状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症により子どもたちの生き辛さは一層増しています。

冒頭にも述べましたが、政府は昨年末（2021年12月22日）、「子ども家庭庁」の2023年度創設に向けた「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定して以来着実に歩みを進め、2法案の成立となりました。

岸田総理は、子ども家庭庁を首相直属機関と位置付け、その基本理念を～子ども真ん中社会を目指す～と表明したもので、その内容は、まさに子どもの権利条約を具現化するものと思われ、子育て支援や貧困、虐待といった問題の解決を目指すとしています。

こういった流れから、今後はより一層の国と地方自治体との緊密な連動の必要性が生じるものと考えられることから、石狩市に於いても条例を制定する時期が熟したと思われれます。

石狩市の子ども支援政策は、子どもの権利条約の4つの基本的権利である、

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を生かした、市民からも高い評価を受けているものであります。

令和2年度に、新たに策定された「石狩市子ども・子育て支援事業計画」には、広く住民の意見を求め反映させることが規定されています。

2018年の趣旨採択から丸4年近くが経ちました。住民理解も深まり、まさに機は熟したのではないのでしょうか。

その政策の持続性と、子どもを含むすべての市民に対して政策の見える化を図るためにも、早期に条例制定を望むところです。市のお考えについて伺います。

2. ふれあいの杜子ども館の防犯対策について

ふれあいの杜子ども館の防犯対策について質問します。

来る10月、市内で最も多く子ども達が通う南線小学校の学校区に、待望の大型児童館がオープンします。

子ども達のみならず、親御さんにとっても大変心待ちにしていた施設で、期待に胸を膨らませるところであります。

外観もふれあいの杜公園の景観を損なうことのないようデザインされており、まちの新しいシンボルになるのではないかと期待するところでもあります。

しかしながら、今後危惧される点として、これまでも、ふれあいの杜公園に不審者の目撃情報が多いということです。

私の知り合いも公園内で見ず知らずの人間から暴力を受けたことがありました。児童館が緊急避難場所としての役割を担うこともできますが、同時に、不審者が児童を狙って施設に入り込むという危険も懸念されるところです。

先程、子どもの権利について質問させていただきましたが、子どもの周りに常に潜む多くの危険を少しでも回避し、児童館が安心・安全に利用されるということは第1に考えなければならぬことであり、防犯カメラの設置は何よりも必要であると考えます。

「ふれあいの杜公園」のトイレ入り口付近には防犯カメラが設置されていますが、子ども館の入り口付近はカバーされていません。

つきましては、屋外の入り口には注意喚起も可能な、目立つ屋外用カメラを設置し、室内の入り口のカメラは不審者の侵入と連れ去りを防げるような、高画質・高精細の顔がはっきり映るものを設置する考えはありませんか。

また、各部屋にも子どもを見守れるようカメラを設置することで、安心・安全な子ども館を作り上げてもらいたいと考えますがお聞きします。

3. 小冊子「ふるさといしかり」の活用について

かつて同僚議員が（平成29年12月4日定）小冊子「ふるさといしかり」についての質問を行っております。

石狩市の概要について記された冊子「ふるさといしかり」は、最初に昭和56年、町民向けの現地見学会などに活用するための地域学習用資料として作成され、その後石狩の概要を学

べる資料への要望が高まり、内容を増補する改定を行ってこられたものであると承知していますが、質問当時の平成29年におきましては、3市村合併後13年に当たる時でしたが、その13年の間改定増刷は行われずにいたことから、旧3市村の相互理解を深めるためにも、また、石狩市民としての誇りと強い自覚を持ち、ふるさと意識をさらに高めるためにも、新たに旧3市村の歴史・文化・自然などを取りまとめた書籍を編纂・刊行し、小学校高学年の副読本として授業の場で教え、さらには、一般市民への配布も必要ではないかとの趣旨で質問が行われました。

当時いただいた答弁としましては、厚田・浜益両区の自然・歴史・文化に関しては、石狩ファイルにおいて順次取り上げているほか、石狩市郷土研究会の皆さんによる～石狩の碑（いしぶみ）～厚田編・浜益編がすでに刊行されているなど、徐々にそういった資料は整いつつあるが、完成版とするには時間を要するため、厚田・浜益両区を中心に文化財の所在調査に着手しているところである。

全市的な解説資料の必要性は十分認識しており、厚田・浜益両区の特徴的な歴史も踏まえると、単にそれぞれの自然や歴史を並べるだけではなく、内容の精査や文章の工夫なども含め多角的に検討しながら発刊の時期を探り、さらにその際には、例えば小学校高学年、さらには中学校での総合的な学習の時間にふるさと学習の資料として活用されるなどをイメージしながら検討の必要があると考える。とのことでした。

その後昨秋には石狩叢書も刊行されるなどしましたが、現在5年近くが経過する中で、進捗状況と、今後について伺います。

4．無線機器の新スプリアス規格への移行についての確認

このことについては、以前令和2年の第1回定例会一般質問に於いて、「電波法関連法令改正に伴うワイヤレスマイクへの対応について」ということでお尋ねしたのですが、少しおさらいをしますと、2年半前の当時は、2005年の電波法関連法令改正により、新スプリアス規格に未対応機器の使用可能期限が迫ってきており、対応の期限は2022年11月30日までとなっておりました。

このスプリアスという言葉ですが、再度簡単にご説明申し上げますと、携帯電話や無線機などのいわゆる電波を発する機器において、電波を発する際には、使用を目的とする電波周波数帯に付随して、どうしても不必要な帯域の電波も同時に発してしまうという特性があり、この電波の不必要な帯域部分のことをスプリアス輻射と呼びます。

現在は、携帯電話等モバイル端末の急速な普及と、5G規格という高速大容量の通信システムも標準化され、電波塔などの無線局の数も激増するなど、無線システムの高度化・多様化が進み、電波利用が逼迫する状況がさらに進んでいます。そのため、異なるシステム間での混線防止や、電波の有効利用の観点から、不必要な電波発射の低減を求められることが国際的な流れとなったわけです。

さらに噛み砕いてわかりやすく申しますと、無線機器を使うときは、不要な部分の電波発射強度を弱める対策をしっかりと行って、必要な電波以外は極力出さないように、猶予期間の期限までに新基準に対応した機器に入れ換えてください、期限後に使用すると違法行為と

なり使えません、という趣旨になります。その期限というのが、前回の質問当時では2022年の11月30日、つまり今年の11月いっぱいだったわけですが、総務省は、その後の新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、設備製造や移行作業に遅れが生じていることから、旧規格の機器について一定の条件の下「当分の間」期限を延長することとしました。

この新スプリアス規格に対応しなくてはならない、私たちの身近なところにある無線機器としては、ワイヤレスマイクが該当するものとなります。

カラオケ、何かの講習会や研修会、会議や集会などでも、ワイヤレスマイクは私たちの生活には必需品となっています。

本市に於いても、公共のホール・会館、視聴覚関連の部屋、会議室等では、多くのワイヤレスマイクを使用しているものと推察しますが、多くの場合で、受信機とセットでの入れ換え・購入が必要となることも予想され、そうなれば予算措置もある程度の規模となってくる可能性もあり、早め早めの対応が必要ではないかと考えるところと、当時は併せて、本市に於ける大きなホール施設の音響設備についても、音響特性が悪くほぼ使えていないものに関しては、この機会に見直しや新規の導入などを提案したところでしたが、その後の進捗状況と、ホールなどへの対応や計画の状況について伺います。

5．新たな屋外イベント会場（ステージ）の設置について

新たな屋外イベント会場、常設ステージの設置について質問します。

石狩市には、すでに市民が様々な用途で使うことが出来る施設が数多く整備されています。コミュニティセンターなどに代表される、大型のホールもいくつかあり、そこでは音楽の演奏会や講演会など、市民が集まり楽しめるイベントも開催されてきたわけですが、新型コロナウイルス感染症が、その楽しみを奪っていきました。

感染リスクの高くなる屋内イベントの開催は避けられるようになり、或いはワクチン接種の会場として使用されるなど、本来の役目を果たせない状況が、もう随分と長い期間続きました。

最近では、各種の会合やイベントも、工夫や一定の制限の下で再開されるようになってきましたが、やはり屋外のイベントからの再開の印象です。

そこでひとつ提案です。コロナ感染リスクをそれほど気にせず、市民が気軽に集いイベントを開催できる、屋外の施設は如何でしょうか。理想のイメージとしては、東京日比谷の野外音楽堂、通称野音や、札幌芸術の森野外ステージなどが思い浮かびますが、あれほどに立派なものでもなくても良いのです。札幌は大通公園に、6丁目でしたか、コンクリート製のステージが常設されています。市内の比較的利便性の良い場所に、屋外常設のステージと広場があれば、様々なイベントが開催可能です。

ここでは、クラシック音楽、ジャズ、ロック、ポップス、勿論演歌も民謡も、和楽器、和太鼓、演劇など、様々なコンサートやライブ、研修会や講習会なども開催できます。よさこいの演舞やカラオケの会、学生達のブラスバンド、バンド演奏、幼稚園の子ども達の発表会、落語の会、市民の皆さんの楽しみは様々、夢は膨らみます。

まず常設のステージ設置を検討されることを提案します。

屋外に冬季を除いていつでも使うことができるステージがあれば、椅子などは観客がそれぞれに持ち寄る形でもイベントを開催できます。

市内にはふれあいの杜公園をはじめ大きな公園がいくつもあり、それらも設置の適地となり得るのではないのでしょうか。お考えを伺います。